

群馬県市町村会館管理組合職員の給与の臨時特例に関する条例

平成25年6月28日
条例第1号

(職員の給与に関する条例の特例)

第1条 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「給与条例」という。）第4条第1項に掲げる職員給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年群馬県市町村会館管理組合条例第2号。以下「一部改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を含み、当該職員が給与条例附則第11項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた給料月額（一部改正条例附則第7項から第7項までの規定による給料を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職員	割合
職員給料表	職務の級1級から7級までの職員	100分の0.9

2 特例期間においては、給与条例第30条第1項から第5項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第30条第1項 前項に定める額

(2) 給与条例第30条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与条例第30条第4項 前項に定める額に100分の60を乗じて得た額

(4) 給与条例第30条第5項 前項に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じて得た額を同条に規定する年間所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項各号中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第9項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、群馬県市町村会館管理組合職員の育児休業等に関する条例（平成5年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）第22条の規定の適用については、同項中「給与条例第2

0条」とあるのは、「群馬県市町村会館管理組合職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）第1条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、群馬県市町村会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第3号）第16条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第20条」とあるのは、「群馬県市町村会館管理組合職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）第1条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（給与の額の算出の基礎となる給料月額等）

第4条 給与条例に規定する手当のうち給料月額がその手当の額の算出の基礎となる手当の額については、第1条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

（端数計算）

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。